第五十三条第二項及び第八項（これらの規定を第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化	第五十三条第二項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化
第五十三条第三項第一号及び第二号並びに第五項、第七項及び第十一項（これらの規定を第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成	第五十三条第六項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成
第五十三条第四項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化	（新設）
第五十五条第二項及び第三項（これらの規定を第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化	第五十五条第三項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化
第五十五条の二第一項から第三項まで（これらの規定を第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化	（新設）
第五十五条の二第五項（第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成	（新設）
第五十五条の三第一項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化	（新設）
第五十五条の三第二項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成	（新設）
第五十六条第二項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化	（新設）
第五十六条第四項及び第七項（これらの規定を第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成	第五十六条第六項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化
第五十八条第二項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化	（新設）
（略）	（略）
第五十八条第四項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成	第五十八条第四項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成
第五十九条（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成	（新設）
第六十条第二項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化	第六十条第二項、第九項及び第十項（これらの規定を第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化